

秋田県スポーツ少年団指導者倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県スポーツ少年団指導者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、目的、事業執行の公正さに疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、あわせて社会的な信頼を得ることを目的とする。

(基本的責務)

第2条 指導者は、秋田県スポーツ少年団設置規程第2章第3条に規定する「目的」を達成するため、関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(遵守事項)

第3条 指導者は、暴力、暴言、セクシュアルハラスメント等の行為をしてはならない。

2 指導者は、個人を尊重し、プライバシーに配慮しなければならない。

3 指導者は、公私の行動を明確にし、職務やその地位を利用して自己の利益を得るための斡旋・強要をしてはならない。

4 指導者は、公金等の経理処理に関しては、適正に処理し、他の目的流用や不正があってはならない。

5 指導者は、自らの社会的な立場を認識し、秋田県スポーツ少年団の指導者として責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第4条 この規程のもとに、秋田県スポーツ少年団に、倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会は、総務部会をもって組織する。

(違反処理)

第5条 指導者に、秋田県スポーツ少年団登録規程第6条のスポーツ少年団の目的にふさわしくない行為及びこの規程に違反するおそれがある行為があると認められる場合、本部長は調査をしなければならない。

2 調査の結果、当該指導者がこの規程に違反する行為があったと認められる場合は本部長は倫理委員会の意見を聞き、秋田県スポーツ少年団登録規程第6条に基づき必要な措置をとるものとする。

(その他)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、常任委員会の承認を得て別に定める。

附則1 この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

処分・罰則の適用

処分は倫理委員会に諮り、本部長が決定する。

1. 訓戒
2. 活動停止(停止期間)
3. 登録取り消し(団員・指導者・団)